

【事例1】 山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、令和6年11月11日に2,500万円で売却しました。
この山林の所在地は、K市〇〇町××1228番（林地面積は3.2ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、杉（樹齢60年）及びひのき（樹齢80年）、材積は3,000m³でした。
また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が836万円かかりました。
私は、山林を売却した収入以外に、給与（収入金額670万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者控除」の適用を受けています。

1 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」を作成します。

山林所得収支内訳書(計算明細書)		譲渡者 間与 税理士	住所 Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) 大阪 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
特例適用条文					
譲渡した山林の所在地番	措法 30 条		K市〇〇町××1228		
面積			3.2ヘクタール		
樹種			杉 60年 ひのき 80年		
本数			3,000本		
譲渡住所又は所在地			K市〇〇町××1-2-3		
先氏名又は名称			〇〇製材(株)		
譲渡した年月日			R6年11月11日		
譲渡山林を植木・購入した時期					
譲渡価額の総額(収入金額)	①	A	25,000,000円	25,000,000円	
伐採費等の額	②		8,360,000円	8,360,000円	
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③				
計(②+③)	④		8,360,000円	8,360,000円	
差引(①-④)	⑤		16,640,000円	16,640,000円	
概算経費率による場合	⑥		8,320,000円	8,320,000円	
植林費、取得に要した経費	⑦				
管理費その他の育成費用	⑧				
⑦以外の専従者控除額	⑨				
計(⑦+⑧+⑨)	⑩				
被災事業用資産の損失の金額(保険金等が補填される部分を除く。)	⑪				
必要経費(④+⑥又は⑩+⑪)	⑫		16,680,000円	16,680,000円	
概算経費率の適用を受ける場合(注2)で計算した金額を記載する。)	⑬				
収入金額基準額	⑭				
所得基準額(⑤×50%-⑩)	⑮				
⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯				
差引金額(①-⑫又は⑯)	⑰		8,320,000円	8,320,000円	
特別控除額	⑱		500,000円		
山林所得金額	⑲	B	7,820,000円		

あなたが、消費税の課税事業者該当する場合、この「山林所得収支内訳書(計算明細書)」は、「課税事業者用」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を使用してください。
なお、その場合の記載方法は、14ページから15ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量(材積)が分かる場合を書いてください。

【事例1】の解説

- この事例は、売却した時において所有期間が5年を超える山林を伐採して売却していますので、その売却による所得は、山林所得となります。
また、この山林(先祖伝来の山林)は、平成21年12月31日以前から引き続いて所有していますので、山林所得の金額の計算に当たっては、「概算経費控除の特例」(18ページ参照)を適用することができます。
山林所得の金額の計算は、左記のように「山林所得収支内訳書(計算明細書)」を使用して行いますが、この事例では、次のようになります。

$$\begin{array}{r} \text{譲渡価額の総額(収入金額)} \\ 25,000,000\text{円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{伐採費などの譲渡費用} \\ (8,360,000\text{円}) \end{array} + \begin{array}{r} \text{取得費、管理費などの概算経費の額} \\ 8,320,000\text{円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{特別控除額} \\ 500,000\text{円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{山林所得金額} \\ 7,820,000\text{円} \end{array}$$

- 山林所得は、他の所得と分けて税額を計算しますが、税額(税金)の計算は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」で行いますので、次ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。
なお、山林の売却などにより合計所得金額(7、10ページ参照)が1,000万円を超える場合には、「配偶者(特別)控除」の適用を受けることはできません(配偶者(特別)控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて控除額が異なります。詳しくは、9、22ページをご確認ください。)
したがって、この事例では合計所得金額(1,275万円)が1,000万円を超えているため、給与について年末調整で適用を受けている「配偶者控除」の適用をしないで納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算をすることとなります。
この事例の納める税金(所得税及び復興特別所得税)は、476,800円となります。

適用を受ける特例適用条文を書きます(18~21ページ参照)。
例えば、「概算経費控除の特例」(措法30条)、「森林計画特別控除の特例」(措法30条の2)などがあります。
この事例では、「概算経費控除の特例」を適用していますので、措法「30」条と書きます。

譲渡価額の総額を書いてください。

山林の伐採に要した人件費などの費用や、伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用(譲渡費用)の合計額を書いてください。

お売りになった山林の取得費や管理費などの金額を書いてください。
なお、お売りになった山林を平成21年12月31日以前から所有していた場合には、「概算経費率」による方法(「概算経費控除の特例」)で計算することができます。
詳しくは、18ページを参照してください。
この事例では、「概算経費率」による方法で計算していますので、取得費や管理費などの金額は、次のようになります。

$$\begin{array}{r} \text{譲渡価額の総額(収入金額)} \\ (25,000,000\text{円}) \end{array} - \begin{array}{r} \text{伐採費などの金額} \\ 8,360,000\text{円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{概算経費率} \\ 0.5 \end{array} = \begin{array}{r} \text{取得費、管理費などの金額} \\ 8,320,000\text{円} \end{array}$$

「森林計画特別控除の特例」の適用を受ける場合を書いてください。
詳しくは、20ページを参照してください。

特別控除額を書いてください。
特別控除額は、500,000円(ただし、「⑰差引金額」欄の金額を限度とします。)です。
なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「青色申告特別控除」(18ページ参照)がある場合には、その金額を「特別控除額」欄の上段に「〇〇〇〇円」と二段書きしてください(14ページ参照)。

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。